

## 協議第25号

### 水道事業の取扱いについて

水道事業の取扱いについて提出する。

平成15年9月25日提出

本荘由利一市七町合併協議会  
会長 本荘市長 柳田 弘

#### 水道事業の取扱いについて

---

- (1) 上水道事業については、本荘市、矢島町、由利町、西目町及び鳥海町の上水道事業を統合し、新市において新たな公営企業を設置する。
- (2) 簡易水道事業及び小規模水道事業については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。
- (3) 水道料金、量水器使用料については、現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後3年を目途に統一する方向で調整する。
- (4) 水道加入者分担金については、合併時に廃止する方向で調整する。
- (5) 水道関係手数料については合併時まで統一する方向で調整する。

平成 年 月 日確認

## 本荘由利一市七町合併協議会の調整内容

協 定 項 目	(各種事務事業の取扱い) 水道事業の取扱い
関 連 項 目	上水道事業・簡易水道事業・小規模水道事業 水道料金 量水器使用料 水道加入者分担金 水道関係手数料

調整内容	1. 上水道事業については、本荘市、矢島町、由利町、西目町及び鳥海町の上水道事業を統合し、新市において新たな公営企業を設置する。 2. 簡易水道事業及び小規模水道事業については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。 3. 水道料金、量水器使用料については、現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後3年を目途に統一する方向で調整する。 4. 水道加入者分担金については、合併時に廃止する方向で調整する。 5. 水道関係手数料については合併時まで統一する方向で調整する。
------	---

各 市 町 の 現 況							
項 目	本 荘 市		矢 島 町		岩 城 町	由 利 町	
上水道事業	上水道施設の状況		上水道施設の状況		なし	上水道施設の状況	
	行政区域内人口(人)	45,468	行政区域内人口(人)	6,321		行政区域内人口(人)	6,162
	計画給水人口(人)	46,700	計画給水人口(人)	6,070		計画給水人口(人)	5,400
	現在給水人口(人)	43,818	現在給水人口(人)	5,883		現在給水人口(人)	4,762
	対行政区域内人口普及率(%)	96.4	対行政区域内人口普及率(%)	93.1		対行政区域内人口普及率(%)	77.3
	対計画給水人口普及率(%)	93.8	対計画給水人口普及率(%)	96.9		対計画給水人口普及率(%)	88.2
	配水能力(m <sup>3</sup> /日)	31,121	配水能力(m <sup>3</sup> /日)	3,670		配水能力(m <sup>3</sup> /日)	2,200
	一日最大配水量(m <sup>3</sup> /日)	21,774	一日最大配水量(m <sup>3</sup> /日)	2,642		一日最大配水量(m <sup>3</sup> /日)	1,898
	年間総有収水量(m <sup>3</sup> )	5,773,470	年間総有収水量(m <sup>3</sup> )	637,815		年間総有収水量(m <sup>3</sup> )	497,368
	配水池数(カ所)	10	配水池数(カ所)	8		配水池数(カ所)	3
	有収率(%)	87.8	有収率(%)	88.2		有収率(%)	89.9
	最大稼働率(%)	68.9	最大稼働率(%)	72.0		最大稼働率(%)	100.0
	導水管延長(m)	22,545	導水管延長(m)	6,930		導水管延長(m)	815
	送水管延長(m)	9,589	送水管延長(m)	3,010		送水管延長(m)	242
	配水管延長(m)	232,380	配水管延長(m)	46,720		配水管延長(m)	44,808
認可年月日 昭和 15 年 3 月 8 日		認可年月日 昭和 35 年 12 月 26 日		認可年月日 昭和 45 年 3 月 31 日			

各 市 町 の 現 況						
項 目	大 内 町	東由利町	西 目 町		鳥 海 町	
上水道事業	上水道施設の状況  なし	上水道施設の状況  なし	上水道施設の状況		上水道施設の状況	
			行政区域内人口(人)	6,735	行政区域内人口(人)	7,005
			計画給水人口(人)	7,000	計画給水人口(人)	6,740
			現在給水人口(人)	6,181	現在給水人口(人)	6,920
			対行政区域内人口普及率(%)	91.8	対行政区域内人口普及率(%)	98.8
			対計画給水人口普及率(%)	88.3	対計画給水人口普及率(%)	102.7
			配水能力(m <sup>3</sup> /日)	3,500	配水能力(m <sup>3</sup> /日)	2,647
			一日最大配水量(m <sup>3</sup> /日)	2,967	一日最大配水量(m <sup>3</sup> /日)	2,622
			年間総有収水量(m <sup>3</sup> )	654,320	年間総有収水量(m <sup>3</sup> )	438,191
			配水池数(カ所)	1	配水池数(カ所)	31
			有収率(%)	84.1	有収率(%)	68.0
			最大稼働率(%)	84.8	最大稼働率(%)	99.0
			導水管延長(m)	8,350	導水管延長(m)	25,630
			送水管延長(m)	8,430	送水管延長(m)	14,070
			配水管延長(m)	49,460	配水管延長(m)	175,620
			認可年月日 昭和34年8月11日		認可年月日 昭和55年7月29日	

具 体 的 な 調 整 方 法	
上水道事業	上水道事業については、本荘市、矢島町、由利町、西目町及び鳥海町の上水道事業を統合し、新市において新たな公営企業を設置する。

調整内容	1. 上水道事業については、本荘市、矢島町、由利町、西目町及び鳥海町の上水道事業を統合し、新市において新たな公営企業を設置する。 2. 簡易水道事業及び小規模水道事業については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。 3. 水道料金、量水器使用料については、現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後3年を目途に統一する方向で調整する。 4. 水道加入者分担金については、合併時に廃止する方向で調整する。 5. 水道関係手数料については合併時まで統一する方向で調整する。
------	---

各 市 町 の 現 況												
項 目	本 荘 市			矢 島 町			岩 城 町			由 利 町		
簡易水道事業	簡易水道施設の状況			簡易水道施設の状況			簡易水道施設の状況			簡易水道施設の状況		
		計画給水 人口(人)	現在給水 人口(人)		計画給水 人口(人)	現在給水 人口(人)		計画給水 人口(人)	現在給水 人口(人)		計画給水 人口(人)	現在給水 人口(人)
	深 沢	210	218	熊之子沢	130	32	亀 田	2,300	2,117	平石・堰口	135	138
	松ヶ崎	1,560	1,439	元町南	200	153	道 川	4,300	3,921	田代・屋敷	200	147
	山 内	121	106				南 沢	549	507			
	芦 川	120	88									
親 川	400	255										
小規模水道事業	小規模水道施設の状況			小規模水道施設の状況			小規模水道施設の状況			小規模水道施設の状況		
		計画給水 人口(人)	現在給水 人口(人)		計画給水 人口(人)	現在給水 人口(人)	なし				計画給水 人口(人)	現在給水 人口(人)
	三ツ方森	30	13	濁 川	70	18				二 夕 子	97	43
				谷 地 沢	45	32						
				沢 内	48	34						

各 市 町 の 現 況												
項 目	大 内 町			東由利町			西 目 町			鳥 海 町		
簡易水道事業	簡易水道施設の状況			簡易水道施設の状況			簡易水道施設の状況			簡易水道施設の状況		
		計画給水 人口(人)	現在給水 人口(人)		計画給水 人口(人)	現在給水 人口(人)	なし			なし		
	岩 谷	4,000	3,933	東 由 利	3,841	4,121						
	岩 谷 麓	480	446	大 琴	700	320						
	大 倉 沢	150	166									
	小 栗 山	1,430	581									
	滝	168	151									
	羽 広	445	360									
	大内第二	4,020	3,946									
小規模水道事業	小規模水道施設の状況			小規模水道施設の状況			小規模水道施設の状況			小規模水道施設の状況		
	なし				計画給水 人口(人)	現在給水 人口(人)	なし			なし		
				杉 森	83	45						
				高 村	48	21						
				黒 沢	47	27						
				新 沢	37	17						
				沼	49	29						

具 体 的 な 調 整 方 法	
簡易水道事業	簡易水道事業については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。
小規模水道事業	小規模水道事業については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。

調整内容	1. 上水道事業については、本荘市、矢島町、由利町、西目町及び鳥海町の上水道事業を統合し、新市において新たな公営企業を設置する。 2. 簡易水道事業及び小規模水道事業については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。 3. 水道料金、量水器使用料については、現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後3年を目途に統一する方向で調整する。 4. 加入者分担金については、合併時に廃止する方向で調整する。 5. 水道関係手数料については合併時まで統一する方向で調整する。
------	---

各 市 町 の 現 況										
項 目	本 荘 市	矢 島 町	岩 城 町	由 利 町						
上水道料金	上水道料金	上水道料金	上水道料金	上水道料金						
	区 分	基本料金 (1ヶ月)円	従量料金 (1m <sup>3</sup> につき)円	料金	基本料金	超過料金	料金	基本料金	超過料金	
	用途	使用 水量	料金	使用 水量	1m <sup>3</sup> 料金	用途	使用 水量	料金	使用 水量	1m <sup>3</sup> 料金
	家庭 用	10m <sup>3</sup> まで	円 1,690	11m <sup>3</sup> ~	円 200	家庭 用	10m <sup>3</sup> まで	円 1,500	11m <sup>3</sup> ~	円 160
	専 業 用	12m <sup>3</sup> まで	円 2,340	13m <sup>3</sup> ~	円 200	専 業 用	10m <sup>3</sup> まで	円 1,600	11m <sup>3</sup> ~	円 170
	団 体 用	同上	同上	同上	同上	団 体 用	同上	同上	同上	同上
	工 業 用	100m <sup>3</sup> まで	円 19,500	101m <sup>3</sup> ~	円 200	工 業 用	30m <sup>3</sup> まで	円 5,000	31m <sup>3</sup> ~	円 180
		臨時用 消火栓用	300円/m <sup>3</sup> 10分ごと	2,000円		集 会 所 用	10m <sup>3</sup> まで	円 750	11m <sup>3</sup> ~	円 160
		公衆浴場用	80円/m <sup>3</sup>			神 社 用	2m <sup>3</sup> まで	円 300	3m <sup>3</sup> ~	円 160
		プール用	95円/m <sup>3</sup>			プ ール 用				170円/m <sup>3</sup>
	臨時用	230円/m <sup>3</sup>								
	消火栓用	1,630円/m <sup>3</sup>								

各 市 町 の 現 況																
項 目	大 内 町	東 由 利 町	西 目 町				鳥 海 町									
上水道料金	上水道料金  なし	上水道料金  なし	上水道料金				上水道料金									
			用途	料金		基本料金		超過料金		用途	料金		基本料金		超過料金	
				使用 水量	料金	使用 水量	1m <sup>3</sup> 料金	使用 水量	1m <sup>3</sup> 料金		使用 水量	料金	使用 水量	1m <sup>3</sup> 料金		
			専 用	一 般 用	5m <sup>3</sup> まで	円 700	6m <sup>3</sup> ~ 50m <sup>3</sup>	円 150	51m <sup>3</sup> ~	円 170	専 用	一 般 用	10m <sup>3</sup> まで	円 1,900	11m <sup>3</sup> ~	円 200
				団 体 用	10m <sup>3</sup> まで	円 1,600	13m <sup>3</sup> ~ 50m <sup>3</sup>	円 170	51m <sup>3</sup> ~	円 180						
臨 時 用	10m <sup>3</sup> まで	円 1,600	11m <sup>3</sup> ~	円 180												

具 体 的 な 調 整 方 法	
上水道料金	上水道料金については、現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後3年を目途に統一する方向で調整する。



調整内容	1. 上水道事業については、本荘市、矢島町、由利町、西目町及び鳥海町の上水道事業を統合し、新市において新たな公営企業を設置する。 2. 簡易水道事業及び小規模水道事業については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。 3. 水道料金、量水器使用料については、現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後3年を目途に統一する方向で調整する。 4. 水道加入者分担金については、合併時に廃止する方向で調整する。 5. 水道関係手数料については合併時まで統一する方向で調整する。
------	---

各市町の現況																												
項目		本荘市					矢島町					岩城町					由利町											
簡易水道料金 及び小規模水 道料金		簡易水道料金及び小規模水道料金					簡易水道料金及び小規模水道料金 (熊之子沢簡易水道除く)					簡易水道料金及び小規模水道料金					簡易水道料金及び小規模水道料金											
		松ヶ崎簡易水道																										
				料金		基本料金		超過料金					料金		基本料金		超過料金					料金		基本料金		超過料金		
		用途		使用 水量		料金		使用 水量		1m <sup>3</sup> 料金	用途		使用 水量		料金	使用 水量		1m <sup>3</sup> 料金	用途		使用 水量		料金	使用 水量		1m <sup>3</sup> 料金		
		専		一般		10m <sup>3</sup> 円		11m <sup>3</sup> ~		円	専		家庭		10m <sup>3</sup> 円		11m <sup>3</sup> ~		円	専		家庭		10m <sup>3</sup> 円		11m <sup>3</sup> ~		円
		用		校		10m <sup>3</sup> 円		11m <sup>3</sup> ~ 50m <sup>3</sup>		円	用		営		12m <sup>3</sup> 円		13m <sup>3</sup> ~		円	用		団		10m <sup>3</sup> 円		11m <sup>3</sup> ~		円
				用		10m <sup>3</sup> 円		51m <sup>3</sup> ~		円			業		10m <sup>3</sup> 円		101m <sup>3</sup> ~		円			業		同上		同上		同上
				専		20m <sup>3</sup> 円		21m <sup>3</sup> ~		円			用		同		同上		同上			業		同上		同上		同上
				用		2,500		~		130			工		100m <sup>3</sup> 円		101m <sup>3</sup> ~		円			工		30m <sup>3</sup> 円		31m <sup>3</sup> ~		円
													用		19,500		~		200			集		10m <sup>3</sup> 円		11m <sup>3</sup> ~		円
											臨		300円/m <sup>3</sup>							会		750		~		140		
											時		2,000円							所								
											用		10分ごと															
											消		2,000円															
											火																	
											栓																	
											用																	

各 市 町 の 現 況								
項 目	大 内 町		東 由 利 町		西 目 町	鳥 海 町		
簡易水道料金 及び小規模水 道料金	簡易水道料金及び小規模水道料金		簡易水道料金及び小規模水道料金		なし	なし		
	料金	基本料金		超過料金				
		使用 水量	料金	使用 水量			1m <sup>3</sup> 料金	
	用途	専 用		専 用				
		家事 用	10m <sup>3</sup> まで 円 1,900	11m <sup>3</sup> ～ 円 190			10m <sup>3</sup> まで 円 2,000	11m <sup>3</sup> ～ 円 200
	専 用	団 体 用	10m <sup>3</sup> まで 円 2,400	11m <sup>3</sup> ～ 円 240			同上 円 2,500	同上 円 250
		営 業 用	12m <sup>3</sup> まで 円 2,700	13m <sup>3</sup> ～ 円 270			同上 円 同上	同上 円 同上
				101m <sup>3</sup> ～ 円 260				
				1,001m <sup>3</sup> ～ 円 250				
	そ の 他	10m <sup>3</sup> まで 円 1,150	11m <sup>3</sup> ～ 円 115	臨時用 300円/m <sup>3</sup>				
臨時用		350円/m <sup>3</sup>						

具 体 的 な 調 整 方 法	
簡易水道料金 及び小規模水 道料金	簡易水道料金及び小規模水道料金については、現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後3年を目途に統一する方向で調整する。

調整内容	1. 上水道事業については、本荘市、矢島町、由利町、西目町及び鳥海町の上水道事業を統合し、新市において新たな公営企業を設置する。 2. 簡易水道事業及び小規模水道事業については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。 3. 水道料金、量水器使用料については、現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後3年を目途に統一する方向で調整する。 4. 水道加入者分担金については、合併時に廃止する方向で調整する。 5. 水道関係手数料については合併時まで統一する方向で調整する。
------	---

各 市 町 の 現 況																
項 目	本 荘 市				矢 島 町				岩 城 町				由 利 町			
量水器使用料	メーター使用料 なし				メーター使用料				メーター使用料				メーター使用料			
					口径	料金	口径	料金	口径	料金	口径	料金	口径	料金	口径	料金
					13 mm	120 円	50 mm	1,800 円	13 mm	100 円	40 mm	400 円	13 mm	100 円	50 mm	1,600 円
					20 mm	240 円	75 mm	3,000 円	20 mm	200 円	50 mm	1,000 円	20 mm	170 円	75 mm	2,000 円
					25 mm	360 円	100 mm	3,600 円	25 mm	300 円	75 mm	2,500 円	25 mm	180 円	100 mm	2,500 円
		30 mm	480 円	150 mm	管理者が 定める					30 mm	250 円	150 mm	管理者が 定める			
		40 mm	600 円													
水道加入者分担金	水道加入者分担金 なし				水道加入者分担金				水道加入者分担金 なし				水道加入者分担金 なし			
					口 径		料 金		口 径		料 金		口 径		料 金	
					13 mm・20 mm		50,000 円		13 mm・20 mm		50,000 円		13 mm・20 mm		50,000 円	
					25 mm・30 mm・40 mm		62,500 円		25 mm・30 mm・40 mm		62,500 円		25 mm・30 mm・40 mm		62,500 円	
					50 mm・75 mm・100 mm		125,000 円		50 mm・75 mm・100 mm		125,000 円		50 mm・75 mm・100 mm		125,000 円	
		150 mm		管理者が定める								150 mm		管理者が定める		
水道関係手数料	・設計手数料 工事設計額の 5/100				・設計審査手数料				・工事申込み手数料 1件 100 円				・設計審査及び工事検査手数料			
	・設計審査手数料				25 mm以下 2,000 円				・設計手数料 工事設計額の 5/100				新築及び全面改造 1件につき			
	25 mm以下 10,000 円				50 mm以下 4,000 円				・設計審査手数料 工事設計額の 1/100				5,000 円			
	25 mmを超え 50 mmまで 20,000 円				50 mmを超えるもの 7,000 円				・工事検査手数料 工事設計額の 1/100				その他 1件につき 2,500 円			
	50 mmを超え 100 mmまで 100,000 円				・工事検査手数料				・給水装置工事事業者指定手数料				・給水装置工事事業者指定手数料			
	100 mmを超えるもの 150,000 円				25 mm以下 3,000 円				5,100 円				10,000 円			
	・工事検査手数料				50 mm以下 5,000 円											
	25 mm以下 20,000 円				50 mmを超えるもの 10,000 円											
	25 mmを超え 50 mmまで 50,000 円				・給水装置工事事業者指定手数料											
	50 mmを超え 100 mmまで 100,000 円				10,000 円											
100 mmを超えるもの 150,000 円																
・給水装置工事事業者指定手数料 10,000 円																

各 市 町 の 現 況																				
項 目	大 内 町	東由利町	西 目 町	鳥 海 町																
量水器使用料	メーター使用料 100円	メーター使用料 <table border="1"> <thead> <tr> <th>口径</th> <th>料金</th> <th>口径</th> <th>料金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>13 mm</td> <td>80 円</td> <td>30 mm</td> <td>250 円</td> </tr> <tr> <td>20 mm</td> <td>150 円</td> <td>40 mm</td> <td>290 円</td> </tr> <tr> <td>25 mm</td> <td>160 円</td> <td>50 mm</td> <td>1,400 円</td> </tr> </tbody> </table>	口径	料金	口径	料金	13 mm	80 円	30 mm	250 円	20 mm	150 円	40 mm	290 円	25 mm	160 円	50 mm	1,400 円	メーター使用料 なし	メーター使用料 なし
口径	料金	口径	料金																	
13 mm	80 円	30 mm	250 円																	
20 mm	150 円	40 mm	290 円																	
25 mm	160 円	50 mm	1,400 円																	
水道加入者分 担金	水道加入者分 担金 なし	水道加入者分 担金 80,000円	水道加入者分 担金 35,000円	水道加入者分 担金 31,500円																
水道関係手 数料	<ul style="list-style-type: none"> <li>設計審査手数料 1件につき 25 mm以下 3,000 円 25 mmを超え 50 mm未満 4,000 円 50 mm以上 5,000 円</li> <li>工事検査手数料 1件につき 25 mm以下 5,000 円 25 mmを超え 50 mm未満 6,000 円 50 mm以上 7,000 円</li> <li>給水装置工事事業者指定手数料 10,000 円</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>設計審査手数料 1件につき 25 mm以下 3,000 円 25 mmを超え 50 mm未満 4,000 円 50 mm以上 5,000 円</li> <li>工事検査手数料 1件につき 25 mm以下 5,000 円 25 mmを超え 50 mm未満 6,000 円 50 mm以上 7,000 円</li> <li>給水装置工事事業者指定手数料 10,000 円</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>町長が給水装置工事の設計をするとき 1件 50 円</li> <li>設計手数料 設計金額の 5/100</li> <li>設計審査手数料 給水管 1 mにつき 25 mm以下 3 円、25 mm以上 6 円 栓及び異形管類 1 個につき 25 mm以下 10 円、25 mm以上 14 円 水栓柱 1 本につき 全て 10 円</li> <li>工事検査手数料 1 回につき 150 円</li> <li>給水装置工事事業者指定手数料 10,000 円</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>工事検査手数料 実費相当分</li> <li>給水装置工事事業者指定手数料 10,000 円</li> </ul>																

具 体 的 な 調 整 方 法	
量水器使用料	量水器使用料については、水道料金との調整もあり現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後3年を目途に統一する方向で調整する。
水道加入者分 担金	水道加入者分担金については、合併時に廃止する方向で調整する。
水道関係手 数料	水道関係手数料については合併時まで統一する方向で調整する。